



3月31日有効期限の介護保険被保険者証をお持ちの方へ

介護保険被保険者証の有効期限は平成18年4月から廃止されており、上記期限の被保険者証については、有効期限が切れていても有効に使用できます。被保険者証は、介護（介護予防）サービスを利用するための要介護認定を申請するときに必要なになりますので、引き続き大切に保管してください。

▶ 対象者

平成18年4月以前に介護保険被保険者証を交付された65歳以上の方
有効期限のついた介護保険被保険者証をお持ちの方

▶ 問い合わせ

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）

☎ 893-3810

住宅改修について

要介護（要支援）認定を受けた方が、住み慣れた家で自立した生活を送ることができるよう、また介護者の負担軽減につながる改修を支援する制度です。この制度では、改修費20万円を上限にその9割が支給されます。給付を受けるためには、事前申請で承認を受ける必要があります。



◇対象となる住宅改修

- ・廊下や玄関、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- ・「段差解消」のためのスロープ設置など
- ・滑り止めなどのための「床又は通路面の材料の変更」
- ・引き戸などへの「扉の取り替え」など
- ・和式便器を洋式便器などへの「便器の取り替え」

◇住宅改修費支給申請の流れ

1. ケアマネジャーなどに相談
心身の状況などを考慮し、ケアマネジャーや理学療法士など専門家に相談
- ↓
2. 事前の申請(着工前)
↓ 承認
3. 工事の実施
↓
4. 住宅改修費の支給申請(工事完了後)

申請・問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312 本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

いの町地域包括支援センター(すこやかセンター伊野内) ☎ 892-1635

機織りグループ「うりこ姫会」

機織り を してみませんか



町では、在宅の高齢者を対象に機織り教室を開催しています。機織りは、簡単にできるだけでなく、身体的なりハビリにも大きな効果を期待することができます。機織り体験で生きがいづくり、健康づくりを！

▶ 日 程 10:00~12:00(月1回、4回コース)

1回目	4月16日(金)	レクチャー・織りの準備 (試し織り)
2回目	5月21日(金)	織り (マフラーを織りましょう。)
3回目	6月18日(金)	草木染めの準備
4回目	7月16日(金)	草木染めの仕上げ (ポーチを染めましょう。)

(日程は変更することがあります。)

▶ 場 所 いの町鹿敷 土佐和紙工芸村内
染織工房 はた舎

▶ 対象者 町内にお住まいのおおむね60歳以上の方

▶ 定 員 10名程度

(定員に達し次第、受付は終了させていただきます。)

▶ 講 師 山本 眞壽氏

▶ 費 用 実費(材料費)約3,000円

▶ 申 込 先 ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内) ☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114

▶ 申込締切日 4月5日(月)